

司法教育の充実について

1 司法制度改革審議会意見（平成13年6月12日）

IV 国民的基盤の確立

第2 国民的基盤の確立のための条件整備

2. 司法教育の充実

学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる。
このため、教育関係者や法曹関係者が積極的役割を果たすことが求められる。

法や司法制度は、本来は、法律専門家のみならず国民全体が支えるべきものである上、今後は、司法参加の拡充に伴い、国民が司法の様々な領域に能動的に参加しそのための負担を受け入れるという意識改革も求められる。

そのためには、学校教育を始めとする様々な場面において、司法の仕組みや働きに関する国民の学習機会の充実を図ることが望まれる。そこでは、教育関係者のみならず、法曹関係者も積極的な役割を果たすことが求められる。

2 司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）

IV 司法制度の国民的基盤の確立

第2 国民的基盤の確立のための条件整備

2. 司法教育の充実

学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。（法務省及び文部科学省）

3 新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について～中央教育審議会答申（平成15年3月20日）

（参考）今後の審議において計画に盛り込むことが考えられる具体的な政策目標等の例

（1）信頼される学校教育の確立

豊かな心をはぐくむ教育の推進

学校における司法教育の充実を図り、すべての子どもに、自由で公正な社会の責任ある形成者としての資質を育てる。